

令和5年4月26日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社丸昇建設
住所：三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21
2. 入札参加資格停止期間：
令和5年4月26日から令和5年7月25日まで（3か月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：
地域1～4
4. 事実概要：
本件は、株式会社丸昇建設の元代表取締役が、中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の疑いで令和5年2月14日に逮捕され、令和5年3月7日に入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の罪で起訴されたもの。
5. 入札参加資格停止措置理由：
株式会社丸昇建設の元代表取締役が、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の罪で起訴されたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第7号イに該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
（競売入札妨害又は談合） 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等	<u>全地域について、逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課